

関越自動車道
所沢管理事務所管内舗装補修工事

特記仕様書

令和8年7月

東日本高速道路株式会社 関東支社
所沢管理事務所

目	次	頁
1. 工事概要		1
2. 適用する共通仕様書		1
3. 監督員、主任補助監督員の権限		1
4. 配置技術者に関する事項		2
5. 工事用地等に関する事項		2
6. 関連施設その他との関係		2
7. 作業日及び作業期間に関する事項		3
8. 関連工事に関する事項		6
9. 工事費構成内訳書に関する事項		7
10. 工程表及び履行報告に関する事項		7
11. 支給材及び貸与品に関する事項		8
12. 保安に関する事項		8
13. 環境保全に関する事項		10
14. 建設副産物に関する事項		11
15. 部分引渡し及び部分使用に関する事項		13
16. 業務用プレート等に関する事項		14
17. 工事変更等検討会の設置		14
18. 完全週休2日工事		14
19. カーボンニュートラル推進工事		16
20. 工事細部に関する事項		17
21. 割掛対象表の項目に示す工事の内容		38
22. 補足事項		39

添付資料

様式－１－１	工事費構成内訳書及び工程表の提出について
様式－１－２	工事費構成内訳書
様式－１－３	工程表
様式－２	工事履行報告
様式－３	工事記録情報 完了届
様式－４	間接工事費計画書の提出について
様式－５、別添	間接工事費増加費用の負担額に関する協議書、変更間接工事費計画書
様式－６	間接工事費増加費用見積書
様式－７	間接工事費増加費用の負担同意書
様式－８、別添	材料調達変更計画書の提出について、材料調達変更計画書
様式－９	材料調達実績報告書の提出について
別添－１	低速プロファイラの運用に関する補足資料
別添－２	取得報告書
別添－３	実績価格調査票
別添－４	カーボンニュートラル施工計画書（競争参加資格申請時に実施することとした取り組み）
別添－５	カーボンニュートラル施工計画書（提案項目）

1. 工事概要

1-1 工事名 関越自動車道 所沢管理事務所管内舗装補修工事

1-2 工事箇所

関越自動車道

- (自) 東京都練馬区三原台 [練馬 I C (K P 0. 0)]
緯度 35° 45' 20" 経度 139° 35' 30"
(至) 群馬県高崎市島野町 [高崎 I C (K P 87. 1)]
緯度 36° 20' 20" 経度 139° 3' 30"

首都圏中央連絡自動車道

- (自) 東京都八王子市下恩方町 [八王子西 I C (K P 42. 5)]
緯度 35° 40' 50" 経度 139° 15' 10"
(至) 埼玉県桶川市大字川田谷 [桶川北本 I C (K P 91. 5)]
緯度 36° 0' 0" 経度 139° 31' 10"

東京外環自動車道

- (自) 東京都練馬区大泉町 大泉 J C T (K P 0. 0)
緯度 35° 45' 30" 経度 139° 35' 50"
(至) 埼玉県和光市下新倉 和光 I C (K P 3. 3)
緯度 35° 47' 20" 経度 139° 36' 60"

1-3 施工内容 施工延長 (本線・ランプ) 10 車線・k m
舗装面積 4 万m2
床版防水 1 千m2

2. 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)は、令和7年7月版とする。

3. 監督員、主任補助監督員の権限

3-1 監督員の権限

契約書第9条第2項の規定に基づき監督員に委任した権限について、共通仕様書1-6-1「監督員の権限」の規定に次を加えるものとする。

(16)「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号、最終改正令和7年6月1日法律第68号 以下「建設リサイクル法」という。)第18条の規定に基づく報告先

3-2 主任補助監督員の権限

共通仕様書1-6-3「主任補助監督員」(2)のほか、主任補助監督員に委任した権限は次のとおりである。

(1) 共通仕様書に規定する監督員の権限のうち、下表の事項

章	項 目	内 容
1-25-1	安全対策	・安全教育の提出先
1-60	工事看板の設置	・設置が困難な場合の理由書の提出先
19-3-3	交通規制計画	・交通規制工実施報告書の提出先
19-4-3	交通保安要員計画	・交通保安要員実施報告書の提出先

4. 配置技術者に関する事項

4-1 配置技術者の資格及び工事経験

配置技術者に求める経験及び資格は、本工事の入札公告（説明書）、見積方依頼書、先発工事の入札公告（説明書）における随意契約条件のいずれか（以下「入札公告等」という。）に示すとおりとする。

4-2 特例監理技術者が兼務できる工事について

共通仕様書 1-7-3 「現場代理人等の配置」（4）に規定する特例監理技術者が兼務できる工事は、以下に示す市町村の範囲とする。

イ) 対象範囲

関越自動車道 練馬 I C から本庄児玉 I C

首都圏中央連絡自動車道 あきる野 I C から川島 I C

上記を通過する区・市町村（練馬区、新座市、清瀬市、所沢市、三芳町、ふじみ野市、川越市、鶴ヶ島市、坂戸市、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、寄居町、深谷市、美里町、本庄市、あきる野市、日の出町、青梅市、羽村市、入間市、狭山市、日高市及び川島町）

5. 工事用地等に関する事項

5-1 敷地の使用

共通仕様書 1-9-2 「受注者が確保すべき工事用地等」に規定する受注者が使用可能な発注者の敷地は位置図及び下表のとおりとする。なお、本敷地は受注者に無償で貸与するものとし、使用の目的は使用用途に記載した内容に限るものとする。

名 称	①東松山 I C 作業基地 ②本庄児玉 I C 作業基地 ③青梅 I C 作業基地 ④川島 I C 作業基地
所 在 地	①埼玉県東松山市石橋（東松山 I C 内） ②埼玉県本庄市児玉町下浅見（本庄児玉 I C 内） ③東京都青梅市今井（青梅 I C 内） ④埼玉県比企郡川島町大字中山（川島 I C 内）
使 用 用 途	①～④工事用機械の作業基地として使用するもの ②④撤去を行った資材の仮置き場として使用するもの
敷 地	①約 2 5 0 m ² ②約 6 0 0 m ² ③約 2 5 0 m ² ④約 5 0 0 m ²
期 間	工事期間中

6. 関連施設その他との関係

共通仕様書 1-10 「関係官公署及び関係会社への手続き」に示す本工事に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりとする。

（1）道路関係

道路等名	道路等管理者名	位 置	摘 要
県道47号線	東松山県土整備事務所	関越自動車道 東松山 I C E ランプ	
国道254号	東松山県土整備事務所	関越自動車道 東松山 I C E ランプ	

道路等名	道路等管理者名	位 置	摘 要
国道254号	東松山県土整備事務所	首都圏中央連絡自動車道 川島 I C E ランプ	

(2) 規制関係

道路名	交通管理者名	摘 要
関越自動車道 (KP0.0～KP3.2、KP7.5～KP8.5)	警視庁高速道路交通警察隊	交通規制
関越自動車道 (KP3.2～KP7.5、KP8.5～KP76.3)	埼玉県警察本部交通部高速 道路交通警察隊	交通規制
首都圏中央連絡自動車道 (KP42.5～KP58.4)	警視庁高速道路交通警察隊	交通規制
首都圏中央連絡自動車道 (KP58.4～KP91.5)	埼玉県警察本部交通部高速 道路交通警察隊	交通規制
国道254号	埼玉県警察 東松山警察署	交通規制
県道47号線	埼玉県警察 東松山警察署	交通規制

(3) 電力、通信施設関係

施設等名	施設等管理者名	位 置	摘 要
交通量計測装置 (ループコイル)	東日本高速道路(株)	関越自動車道 下り線 33.29KP 首都圏中央連絡自動車道 内回り 82.21KP 外回り 59.89KP	車線埋設
料金所関連配線	東日本高速道路(株)	首都圏中央連絡自動車道 川島IC 料金所	埋設及び添架
メタル通信・電源ケーブル	東日本高速道路(株)	全工事範囲 関越自動車道 上り線 32.60KP付近 上り線 66.60KP付近	埋設及び添架 車線埋設(車 線横断)
光通信ケーブル	KDDI(株) 東日本高速道路(株)	全工事範囲	埋設及び添架

上表(2)の高速道路等の交通規制に必要な協議(道路交通法第80条に基づく協議)については、原則として発注者が行うものとする。

受注者は、上表以外の本工事に関係する施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

7. 作業日及び作業期間に関する事項

7-1 作業期間

共通仕様書1-13「作業日」の規定による他、下表に示す期間は作業を行ってはならない。

やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、事前にその理由を監督員に連絡するものとする。

期間(予定)	区 間	摘 要
毎年4月下旬～5月上旬の14日間	全工事区間	高速道路等の交通規制及びICランプの交通規制を伴う工事
毎年8月中旬～8月下旬の14日間		
毎年12月下旬～1月上旬の14日間		

なお、記載している期間は現時点での予定であり、詳細については別途監督員から指示するものとする。

7-2 夜間作業

単価表の項目において、（夜）と表記されているものについては、共通仕様書 1-13 「作業日」の規定にかかわらず夜間作業を行うことができるものとする。ただし、関越自動車道の0.0KP～4.41KP間における切削機等による騒音の発生する作業については、23時までには終了させるものとする。

7-3 高速道路等の交通規制可能時間

施工区間における交通規制の区分による規制可能時間帯は、下表に示すとおりとする。ただし、交通規制による著しい渋滞の発生若しくはその恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時等により、監督員が規制の解除（工事中止）を指示した場合、また、監督員より規制可能時間帯の変更について指示した場合は、受注者はこれに従うものとする。

（1）関越自動車道

上下別	施工区間	1 車線規制 可能時間帯	2 車線規制 可能時間帯	路肩規制 可能時間帯
上	練馬IC～大泉JCT	20:00～翌5:00	21:00～翌5:00	終日可能
	大泉JCT～所沢IC			
	所沢IC～川越IC			
	川越IC～鶴ヶ島JCT			
	鶴ヶ島JCT～鶴ヶ島IC	20:00～翌14:00	20:00～翌6:00	
	鶴ヶ島IC～東松山IC			
	東松山IC～嵐山小川IC			
	嵐山小川IC～花園IC			
	花園IC～本庄児玉IC	終日可能		
下	練馬IC～大泉JCT	13:00～翌5:00	21:00～翌5:00	終日可能
	大泉JCT～所沢IC			
	所沢IC～川越IC			
	川越IC～鶴ヶ島JCT			
	鶴ヶ島JCT～鶴ヶ島IC	12:00～翌6:00	20:00～翌6:00	
	鶴ヶ島IC～東松山IC			
	東松山IC～嵐山小川IC			
	嵐山小川IC～花園IC			
	花園IC～本庄児玉IC	終日可能		

(2) 首都圏中央連絡自動車道

内外別	施工区間	1車線規制 可能時間帯	2車線規制 可能時間帯	路肩規制 可能時間帯
内	あきる野IC～日の出IC	21:00～翌5:00	/	終日可能
	日の出IC～青梅IC			
	青梅IC～入間IC			
	入間IC～狭山日高IC			
	狭山日高IC～圏央鶴ヶ島IC			
	圏央鶴ヶ島IC～鶴ヶ島JCT			
	鶴ヶ島JCT～坂戸IC	20:00～翌5:00		
	坂戸IC～川島IC			
外	あきる野IC～日の出IC	21:00～翌5:00		
	日の出IC～青梅IC			
	青梅IC～入間IC			
	入間IC～狭山日高IC			
	狭山日高IC～圏央鶴ヶ島IC			
	圏央鶴ヶ島IC～鶴ヶ島JCT			
	鶴ヶ島JCT～坂戸IC	20:00～翌5:00		
	坂戸IC～川島IC			
/	関越自動車道の1車線ランプ	20:00～翌5:00		
	首都圏中央連絡自動車道の1車線ランプ			

7-4 ランプ閉鎖

下表に示すとおりランプ閉鎖を予定している。また、ランプ閉鎖の時期、時間帯及び回数は現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとし、受注者はこれに従うものとする。

施工区間	時期	回数	ランプ閉鎖 可能時間帯
東松山IC Eランプ	令和9年10月	4回	20:00～翌5:00
川島IC Eランプ	令和10年5月	3回	20:00～翌5:00
川島IC A・Hランプ	令和10年5月	3回	20:00～翌5:00

なお、高速道路等のランプ閉鎖に係る協議は原則として発注者が行うものとし、ランプ閉鎖に伴う本線、IC、JCTの交通規制に要する費用は関連する単価項目によるものとする。ただし、ランプ閉鎖に伴い実施する一般道からの流入閉鎖に係る交通規制については、諸経費に含むものとする。

7-5 一般道の交通規制

下表に示すとおり、道路管理者との協議に基づき一般道において交通規制を予定している。また、交通規制の時期、時間帯及び回数は現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとし、受注者はこれに従わなければならない。なお、一般道の交通規制に要する費用は、諸経費に含むものとする。

(1) 交通規制

道路名	時期	1車線規制 可能時間帯	摘要
県道47号線	令和9年10月	20:00～翌5:00	東松山IC Eランプ閉鎖
国道254号	令和9年10月	20:00～翌5:00	東松山IC Eランプ閉鎖
国道254号	令和10年5月	20:00～翌5:00	川島IC Eランプ閉鎖
国道254号	令和10年5月	20:00～翌5:00	川島IC A・Hランプ閉鎖

8. 関連工事に関する事項

契約書第2条に規定する発注者または他の機関の発注に係る第三者が施工する他の工事は下表のとおりとする。

工事名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者名
所沢管内道路保全工事	工事区間の重複	通年	東日本高速道路(株) 所沢管理事務所	(株)ネクスコ・メンテナンス関東
所沢管内施設保全工事	工事区間の重複	通年	東日本高速道路(株) 所沢管理事務所	(株)ネクスコ東日本エンジニアリング
所沢管内管理施設保全工事	工事区間の重複	通年	東日本高速道路(株) 所沢管理事務所	(株)ネクスコ東日本エンジニアリング
保全点検業務等の実施に関する細目協定	工事区間の重複	通年	東日本高速道路(株) 所沢管理事務所	(株)ネクスコ東日本エンジニアリング
関越自動車道 所沢管内舗装補修工事	工事区間の重複	令和6年5月17日～ 令和9年3月2日	東日本高速道路(株) 所沢管理事務所	前田道路(株)
関越自動車道 入間川橋床版取替工事	工事区間の重複	令和7年11月1日～ 令和14年3月28日	東日本高速道路(株) 所沢管理事務所	(株)大林組・鉄建建設(株)
関越自動車道 大泉高架橋補修工事	工事区間の重複	令和7年11月20日～ 令和10年6月6日	東日本高速道路(株) 所沢管理事務所	ショーボンド建設(株)
関東支社 ETC設備 更新工事	工事区間の重複	令和5年9月9日～ 令和9年5月20日	東日本高速道路(株) 関東支社	パナソニックコネクト(株)
上信越自動車道 八 風山トンネル非常用 設備更新工事	工事区間の重複	令和6年7月25日～ 令和9年11月6日	東日本高速道路(株) 関東支社	能美防災(株)
首都圏中央連絡自動車道 入間インター チェンジ橋耐震補強 工事	工事区間の重複	未定	東日本高速道路(株) 所沢管理事務所	未定

工事名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者名
関越自動車道坂戸北 工事	工事区間の重 複	令和3年11月19日 ～ 令和9年10月8日	東日本高速道路(株) さいたま工事事務 所	清水建設(株)
首都圏中央連絡自動 車道 狭山パーキン グエリア拡張工事	工事区間の重 複	令和6年9月26 日～令和9年1月 13日	東日本高速道路(株) さいたま工事事務 所	青木あすなろ建 設(株)
首都圏中央連絡自動 車道 狭山PA休 憩施設新築工事	工事区間の重 複	令和7年11月5 日～令和11年2 月16日	東日本高速道路(株) さいたま工事事務 所	山和建設(株)
首都圏中央連絡自動 車道 狭山PA受配電 設備工事	工事区間の重 複	令和7年8月1日～ 令和9年9月19日	東日本高速道路(株) さいたま工事事務 所	(株)日立インダス トリアルプロダ クツ
首都圏中央連絡自動 車道 狭山PA電気設 備工事	工事区間の重 複	未定	東日本高速道路(株) さいたま工事事務 所	未定
関越自動車道 坂戸 北地区舗装工事	工事区間の重 複	未定	東日本高速道路(株) さいたま工事事務 所	未定
首都圏中央連絡自動 車道 あきる野～鶴 ヶ島間土質地質調査 業務	工事区間の重 複	未定	東日本高速道路(株) 所沢管理事務所	未定
首都圏中央連絡自動 車道 あきる野～鶴 ヶ島間測量業務	工事区間の重 複	未定	東日本高速道路(株) 所沢管理事務所	未定

なお、記載している工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとする。

この他に所沢管理事務所で行う規制調整会議（毎週木曜日）に出席し、当該工事の規制に関連する工事及び受注者と調整するものとする。

9. 工事費構成内訳書に関する事項

9-1 工事費構成内訳書の提出

契約書第3条第1項に規定する「設計図書に基づく工事費構成内訳書」は、様式-1-2のとおりとする。

なお、提出は様式-1-1及び共通仕様書1-19-1「工程表の提出」で規定する工程表（様式-1-3）と合わせて提出するものとする。また、工事費構成内訳書の提出は、当初契約締結時とし、契約変更時の提出は要しないものとする。

10. 工程表及び履行報告に関する事項

共通仕様書1-19-1「工程表の提出」及び1-19-2「履行報告」に規定する工程表（様式-1-3）の記入方法は次のとおりとし、履行報告書（様式-2）と合わせて提出するものとする。なお、着工日前の余裕期間にあつては、報告不要とする。

（1）共通仕様書1-19-1「工程表の提出」に規定する工程表

- 1) 準備工・後片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。
- 2) 準備工・後片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高（%）を記入する。

3) 右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計曲線を記入する。

4) 工程表に示す項目は下表のとおりとする。

工程表の項目	単価表の項目	備考
土工部	切削オーバーレイ工、路面標示工、樹脂系薄層舗装工	本線及びランプ
橋梁部	オーバーレイ工、打換工、レベリング工、床版防水工、路面標示工、路面切削工、床版排水工	本線
雑工	上記以外の合計	

(2) 共通仕様書 1-19-2「履行報告」に規定する工程表

前項、工程表に次の事項を記入し報告するものとする。

1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を()で記入する。

2) 計画出来高累計曲線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。

11. 支給材料及び貸与品に関する事項

11-1 貸与品

契約書第15条第1項に基づく貸与品は、下表のとおりとし、設計図書に定められた使用目的以外に資機材を使用してはならない。

なお、資機材の使用は無償とするが、機械類の運転に要する燃料、油脂、現場修理及び管理等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。また、受注者の責によらない事由により、規制機材等の貸与が受けられない場合は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

品名	規格等	数量	引渡場所	貸与期間
標識車	2 t	4台	所沢管理事務所	工事期間中
矢印板、ラバコン、規制標識、保安ロボット	設計図による	1式		
標識等安全施設		1式		

12. 保安に関する事項

12-1 安全管理の強化

12-1-1 現場内の安全管理

施工計画書に基づく作業手順の徹底及び安全管理責任者による現場の管理・確認と是正指導を徹底するものとする。

12-1-2 新規入場者教育

新規入場者教育については、全ての使用人等に対して行うものとし、教育終了の確認、教育未了者の入場抑止手段などに留意して、受注者が確実に実施するものとする。

12-1-3 注意喚起の方法

発注者が提供する他工事の事故情報に基づき実施する注意喚起や現場点検にあたっては、当該工事に状況を置き換え、点検項目を設定するなどより具体的に実施し、不備があれば速やかに改善するものとする。

12-1-4 工事用車両後退時の安全対策

受注者は、工事用車両の後退時には電子ホイッスル、ハンズフリータイプのトランシーバー等の使用等、誘導員が後退する車両への指示を確実に伝達できる対策を講じるものとする。

工事用車両の後退が夜間となる場合は、発光式の脚絆、発光式のアームバンド等を装着等、誘導員の視認性を向上させる対策を講ずるものとする。

また、上記対策について、施工計画書を監督員に提出するとともに、作業手順書への記載とKY等の実施により関連する全ての使用人に対して指導を徹底するものとする。

12-1-5 資機材落下防止

特に道路・鉄道との交差または近接箇所及び高速道路等での資機材の飛散・落下に伴う公衆災害の防止対策について徹底するものとする。

12-1-6 標識等の設置

共通仕様書1-25-1（1）及び（4）に示す第三者の安全措置として、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、注意喚起表示及び安全施設類を設置するものとする。

また、現道を掘削する場合や迂回路を設ける場合等は、堅固なバリケード、保安灯等による施工箇所の明示により、交通車両及び一般通行人の転落を未然に防止する措置を講ずるものとする。

12-2 交通規制等

12-2-1 交通規制内の作業員の安全対策

高速道路等本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、お客さま車両等の誤侵入による事故を防止するため、交通監視員が簡易的に手元で危険を通知する警報装置等（警報付安全旗や大音量電子ホイッスル等）の装備を講じるとともに、交通監視員から路上作業関係者への危険伝達・避難方法などを確認するための避難訓練を実施するものとする。

12-2-2 保険の付保

保険の付保については、共通仕様書1-55-1「保険の付保」によらず、次のとおりとする。契約書第57条に規定する火災保険、建設工事保険、その他の保険（賠償責任保険は除く）の付保は任意とし、賠償責任保険（支払限度額1億円以上）は付保するものとする。

12-3 工事用車両の休憩施設駐車場利用について

工事用車両（連絡車を含む。）による休憩施設の駐車場の利用については、お客様の利用を優先とする観点から、原則、工事用車両の待機場所に使用してはならない。

ただし、休憩施設内工事を伴う場合、または、やむを得ず待機場所として使用する場合は、駐車する車両の車種、台数、駐車位置及び安全措置について施工計画書を監督員に提出するものとする。

また、緊急時やトイレ利用などで立ち寄る際は、お客様の利便性を優先しトイレ及び商業施設の最遠端の駐車マスを利用するよう配慮するものとする。

12-4 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

12-4-1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の近接箇所において施工をする場合は、損傷事故を防止するために東日本高速道路㈱、KDDI㈱「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル「関東支社版」（令和5年8月）」（以下「ケーブル等事故防止マニュアル」という。）に基づき万全の措置を講じるものとする。なお、「ケーブル等事故防止マニュアル」は契約後に貸与する。

12-4-2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

（1）受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知するものとする。

- (2) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「ケーブル等事故防止マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行うものとする。
- (3) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

1 2 - 4 - 3 光通信ケーブル等の確認等について

- (1) 光通信ケーブル等については、設計図書及び貸与された資料等を確認のうえ、詳細の確認方法、試掘の実施判断、試掘方法等の検討に当たっては、「ケーブル等事故防止マニュアル」に基づき適切に行うものとする。
- (2) 本工事に近接する光通信ケーブル等は、下表のとおりとする。

種別	管理者	箇所	条件等	貸与する資料	摘要
交通量計測装置 (ループコイル)	東日本高速道路(株)	本特記仕様書 6 (3) 参照	埋設による 近接施工	管理用図面	
料金所関連配線	東日本高速道路(株)		埋設・添架に よる近接施工	管理用図面	
メタル通信・電源ケーブル	東日本高速道路(株)		埋設・添架に よる近接施工	管理用図面	
光通信ケーブル	KDDI (株) 東日本高速道路(株)		埋設・添架に よる近接施工	管理用図面	

- (3) 前項の試掘について、監督員が必要として追加及び変更を指示した場合においては、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

1 2 - 5 保安に関する費用

本特記仕様書 1 2 - 4 「光通信ケーブル等損傷事故防止対策」の試掘に要する費用は、単価表の項目で支払いを行うものとする。また、それら以外に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

1 3. 環境保全に関する事項

1 3 - 1 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

1 3 - 2 高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めるものとする。

1 3 - 3 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行うものとする。

1 3 - 4 環境保全に関する費用

環境保全に関する費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

1 4. 建設副産物に関する事項

1 4-1 建設副産物の活用等

(1) 共通仕様書 1-28 「建設副産物」の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、下表のとおりとする。

建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等
コンクリート塊 (有筋)	撤去工 A (本線)、床版排水工	約3m ³	再資源化施設
アスファルト・コンクリート塊	切削オーバーレイ工、打換工、路面切削工、撤去工、試掘工、端部防水工	約4,700m ³	再資源化施設
建設混合廃棄物 (既設床版防水材を含むアスファルト塊)	路面切削工	約9m ³	最終処分場

(2) 再資源化 (最終処分) をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
コンクリート塊 (有筋)	太眞工業(株) コンクリート 廃材工場	群馬県前橋市 鳥羽町字染谷 21-1 外4筆	定休日：日曜日 受入時間：8：00～17：00 最大寸法：30×30×30cm以下 時間外受入：可 (要相談)
アスファルト・ コンクリート塊	イズム鉱業(株) 太田工場	群馬県太田市 世良田町1969- 18	定休日：日曜日・祝日 受入時間：8：00～17：00 最大寸法：50×50×10cm以下 時間外受入：不可
	(株)エコ・プロセス	群馬県安中市 中野字天下原 3617-1, 3618- 1, 3620-1, 3621	定休日：日曜日・祝日 受入時間：8：00～17：00 最大寸法：100×100×10cm以下 時間外受入：可 (要相談)
	佐田建設(株) 前橋アスコン	群馬県前橋市 東大室町151-2	定休日：日曜日・祝日・第2・4土曜日 受入時間：8：00～17：00 最大寸法：100×100×30cm以下 時間外受入：不可
	東毛再生アスコン(株)	群馬県太田市 新田反町町 130-1, 130- 2, 130-4	定休日：日曜日・祝日・会社指定日 受入時間：8：00～17：00 最大寸法：50×50×50cm以下 時間外受入：不可
	三原興産(株) 亀里工場	群馬県前橋市 亀里町1074-17 外6筆	定休日：日曜日・祝日・土曜日 受入時間：8：00～17：00 最大寸法：40×40×40cm以下 時間外受入：可 (要相談)
	石坂産業(株)	埼玉県入間郡 三芳町上富緑 1588-3	定休日：日曜日 受入時間：7：30～17：30 最大寸法：10×30×30cm以下 時間外受入：不可

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	受 入 条 件
	(株)猪俣産業 リメイクプラント事業部	埼玉県日高市 原宿字一本杉 654	定休日：日曜日・祝日・土曜日・会社指定日 受入時間：8：00～17：00 最大寸法：40×40×40cm以下 時間外受入：不可
	(株)ガイアート 白岡合材工場	埼玉県白岡市 篠津字立野 834-4	定休日：日曜日・第2土曜日 受入時間：8：00～17：00 最大寸法：30×30×30cm以下 時間外受入：可（要相談）
	(株)関東建設 川越アスコン工場	埼玉県川越市 上寺山176-1	定休日：日曜日・祝日・第2・4土曜日 受入時間：8：00～17：00 最大寸法：50×50×10cm以下 時間外受入：可（要相談）
	川島アスコン	埼玉県比企郡 川島町釘無字 寺田274-1	定休日：日曜日・祝日・土曜日 受入時間：8：00～17：00 最大寸法：50×50×50cm以下 時間外受入：不可
	東亜道路工業(株) 埼玉アスコン	埼玉県川越市 下赤坂1817	定休日：日曜日・第2土曜日 受入時間：9：00～17：00 最大寸法：50×50×30cm以下 時間外受入：可（要相談）
	三井住建道路(株) 東松山合材工場	埼玉県東松山 松山823	定休日：日曜日・第2・4土曜日 受入時間：8：00～17：00 最大寸法：30×30×30cm以下 時間外受入：不可
	(株)ユーディケー 深谷工場	埼玉県深谷市 菅沼1195-1	定休日：日曜日・祝日 受入時間：8：00～17：00 最大寸法：30×30×30cm以下 時間外受入：可（要相談）
	(株)大伸土木	埼玉県上尾市 大字領家字中 井1077-3 他1筆	定休日：日曜日 受入時間：8：00～17：00 最大寸法：30×30×30cm以下 時間外受入：不可
	(株)ガイアート 多摩合材工場	東京都西多摩 郡瑞穂町長岡 2-6-4	定休日：日曜日・祝日・第2・3土曜日 受入時間：8：00～17：00 最大寸法：30×30×30cm以下 時間外受入：可（要相談）
	(株)高興	東京都八王子 市高月町515	定休日：日曜日・祝日 受入時間：8：00～17：30 最大寸法：20×50×50cm以下 時間外受入：可（要相談）

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
	(株)竹中道路 東京工場	東京都八王子 市小宮町1003	定休日：日曜日・第2・4土曜日 受入時間：8：00～17：00 最大寸法：30×30×30cm以下 時間外受入：可（要相談）
建設混合廃棄物	エムケープラント(株)	群馬県邑楽郡 大泉町大字古 海794-45、 74、75	定休日：日曜日・祝日・第2・4土曜日 受入時間：8：00～17：00 最大寸法：100cm以下 時間外受入：不可

記載している事項については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者が提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

14-2 建設副産物の活用等に要する費用

建設副産物の活用等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。ただし、監督員が必要であると認めて建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

15. 部分引渡し及び部分使用に関する事項

15-1 工事の部分使用

共通仕様書1-49-1「適用範囲」の規定に基づき部分使用する箇所及びその使用開始時期は、下表のとおりとする。

箇所	使用開始時期	使用理由
工区番号C001の舗装路面	令和10年3月上旬までの間の日々の施工完了後	一般の用に供するため
工区番号C002の舗装路面		
工区番号C003の舗装路面		
工区番号C004の舗装路面		
工区番号C005の舗装路面		
工区番号C006の舗装路面		
工区番号C007の舗装路面		
工区番号C008の舗装路面		
工区番号C009の舗装路面		
工区番号C010の舗装路面		
工区番号C011の舗装路面		
工区番号C012の舗装路面		
工区番号C013の舗装路面		
工区番号D001の舗装路面		
工区番号D002の舗装路面		
工区番号D003の舗装路面		
工区番号D004の舗装路面		
工区番号D005の舗装路面		

箇所	使用開始時期	使用理由
工区番号D 0 0 6 の舗装路面		
工区番号D 0 0 7 の舗装路面		
工区番号D 0 0 8 の舗装路面		
工区番号D 0 0 9 の舗装路面		
工区番号D 0 1 0 の舗装路面		
上記以外の舗装路面	日々の施工完了後	

なお、供用中の高速道路において工事目的物を一般の用に供する場合は、部分使用に先立ち以下のとおり検査を実施するものとする。

- 1) 部分使用検査 出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に基づく検査を兼ねるものとする。
- 2) 検査実施日時 出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に記載の日時とする。
- 3) 検査対象工事目的物 出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に記載の工事目的物とする。
- 4) 検査を実施する者 別途通知する監督員、副監督員、主任補助監督員、補助監督員のいずれかの者。

1 6. 業務用プレート等に関する事項

発注者は、本工事の施工に必要な車両が下表に示す道路に乗り入れる場合は、業務用プレート（E T C 専用）を受注者の申請により交付する。

受注者は、業務用プレート（E T C 専用）を適正に使用し管理するとともに、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。

道路名	区 間	備 考
関越自動車道	練馬 I C ～高崎 I C 間	・ 交通規制の設置、撤去に関わる資材運搬車、標識車
首都圏中央連絡自動車道	八王子西 I C ～桶川北本 I C 間	・ 切削機、フィニッシャー、転圧機械、小型バックホウを本特記仕様書 5－1 に示す作業基地から現場まで運搬する運搬車
東京外環自動車道	大泉 J C T ～和光 I C 間	

1 7. 工事変更等検討会の設置

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有並びにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。

「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

1 8. 完全週休 2 日工事

本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休 2 日を達成するよう工事を実施する「完全週休 2 日工事（発注者指定方式）」である。

1 8－1 定義

- (1) 「完全週休 2 日」とは、対象期間の全ての週において、1 週間に 2 日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、共通仕様書 1－1 3 「作業日」に示す期間については、原則、作業を行ってはならないものとする。
- (2) 「対象期間」とは、着工日から工事完成日までの期間をいう。
- (3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場及び現場事務所が閉鎖された状態

をいう。なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日に含めるものとする。

1 8 - 2 履行確認（完全週休 2 日確保の確認方法）

- （1）現場閉所を行うときは、工程会議等により監督員が事前に把握している場合を除き、事前に監督員にメール等で連絡を行うものとする。
- （2）受注者は、工事完了後に、完全週休 2 日の取得結果が確認できる「取得報告書」（別添 2）を作成し、監督員へ提出するものとする。また、工事途中において、監督員より「取得報告書」の作成及び提出を求められた場合は、その求めに応じるものとする。
- （3）監督員は、受注者から提出された「取得報告書」及び共通仕様書 1 - 1 9 - 3 「週間工程表」に規定する工事实績等を基に、完全週休 2 日の取得状況を確認するものとする。なお、1 週間の定義は「着工日の曜日始まり」を基本とし、7 日間に満たない週は除くものとする。
- （4）履行確認の結果、完全週休 2 日以上現場閉所が確保されなかったものは、請負代金額を減額変更するものとする。

1 8 - 3 工期

本工事は、共通仕様書 1 - 1 2 「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手までの間）で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 120 日間（まで）

1 8 - 4 完全週休 2 日工事に要する費用

1 8 - 4 - 1 補正対象項目及び補正方法

発注者は、完全週休 2 日工事の積算に当たっては、「土木工事積算基準（4 週 8 休）」における「現場閉所による 4 週 8 休以上の確保：週単位」を適用し、設計金額の算出を行うものとする。ただし、見積対象とした項目においては、最終参考見積書の内訳（材料、労務費、機械経費、その他、割掛費等）を確認し、完全週休 2 日に係る費用が含まれていないものについては、NEXCO の「土木工事積算基準（4 週 8 休）」における「現場閉所による 4 週 8 休以上の確保：週単位」を適用し、補正額を算出するものとする。

また、完全週休 2 日の確保を本特記仕様書 1 8 - 2 「履行確認（完全週休 2 日確保の確認方法）

（2）」による確認後、完全週休 2 日以上現場閉所が確保されなかったものは、請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。

なお、減額費用の算出方法等の取扱いについては、共通仕様書 1 - 3 3 - 1 「新単価」の規定によるものとし、NEXCO の土木工事積算基準により減額費用を算出するものとする。ただし、見積対象とした項目においては、最終参考見積書に記載している完全週休 2 日に係る費用の内訳（材料、労務費、機械経費、その他、割掛費等）に基づき減額変更を行うものとし、最終参考見積書に内訳の記載がないものについては、NEXCO の「土木工事積算基準（4 週 8 休）」における「現場閉所による 4 週 8 休以上の確保：週単位」を適用し、減額費用を算出するものとする。

18-4-2 支払

完全週休2日工事に要する費用は、関連する単価項目の単価及び諸経費に含むものとし、別途支払いを行わないものとする。

19. カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとしてしゅん功時の請負工事成績評定（以下、「成績評定」という。）での加点評価や、総合評価落札方式（工事实績評価型）における技術評価での加点評価を受けることができる工事である。

19-1 技術評価項目「カーボンニュートラルへの取り組み」の取り扱い

- （1）受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容は、履行義務が生じるものとする。
- （2）受注者は、上記取り組み内容の詳細をカーボンニュートラル施工計画書（別添-4）に記載し、監督員に提出しなければならない。
- （3）監督員は、受注者から提出されるカーボンニュートラル施工計画書に受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容の詳細が記載されていることを確認するものとする。なお、記載されていない場合は再提出を求めるものとする。

19-2 契約締結後の取り組みの提案

受注者は更なる取り組みを提案する場合、カーボンニュートラル施工計画書（別添-5）に「提案内容」及び「取り組みにより削減される概算CO2排出量」を記載し、監督員に提出するものとする。

19-3 評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評定において加点評価対象となる取り組みは、以下の（1）～（5）のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

- （1）本工事で行う取り組み
- （2）次のいずれかを行う取り組み
 - ・CO2排出量の削減に寄与する取り組み
 - ・CO2の吸収に寄与する取り組み
 - ・CO2の発生を低減して製造された資材等を活用した取り組み
- （3）成績評定で重複して加点評価しない取り組み
- （4）本工事において実施が確認できる取り組み
- （5）本工事の安全や目的物の品質に影響を与えない取り組み

なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

19-4 加点評価対象の通知

監督員は、本特記仕様書「19-1」及び「19-2」に基づき提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評定において本特記仕様書「19-3」に示す加点評価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。

なお、監督員が本特記仕様書「19-2」に基づく受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出又は取り下げができるものとする。

19-5 履行確認

- (1) 受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を土木工事共通仕様書様式第19, 20号の「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により監督員に提出するものとする。
- (2) 監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により確認するものとする。

19-6 費用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みに要する費用は、受注者の負担とする。

20. 工事細部に関する事項

20-1 施工計画書

共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に次を追加する。

- 1) 光通信ケーブル等損傷事故防止の対策

20-2 作業時間帯による単価表の表記区分

単価表の項目末尾名称に、作業時間帯に応じて下表に示す区分表記を行うものとする。

作業時間帯	単価表の項目末尾の表記	備考
夜間作業	(夜)	
昼間作業	無表記	

20-3 アスファルト舗装改良工

共通仕様書13-8「アスファルト舗装改良工」の関連する項目に次を追加する。

20-3-1 事前調査

切削オーバーレイ工及び本特記仕様書20-8「路面切削工」の施工開始前に監督員の指示に従って舗装事前調査（事前コア採取）を実施し、調査結果を監督員に報告するものとする。なお、調査に要する費用は、関連する単価表の項目に含むものとし、別途支払は行わないものとする。また、調査のための交通規制に要する費用については、関連する契約単価で支払うものとする。

20-3-2 適用すべき諸基準

共通仕様書13-2「適用すべき諸基準」に次を追加する。

- ・「別添-1 低速プロファイラの運用に関する補足資料」
- ・高弾性上層路盤用混合物 設計・施工管理要領（令和6年4月）

20-3-3 種別

共通仕様書13-8-4「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	区分内容
オーバーレイ工 BQ (t = 4 cm)	橋梁床版面に舗設されたレベリング層 (FB13) 上に、高機能舗装Ⅱ型用混合物 (厚さ4 cm) を舗設するもの。また、タックコートはPKM-T-Qとする。
切削オーバーレイ工 B (t = 4 cm)	既設舗装面を路面切削機により切削 (厚さ4 cm) したのち、高機能舗装Ⅱ型用混合物 (厚さ4 cm) を舗設するもの。また、タックコートはPKM-Tとする。

単価表の項目	区分内容
切削オーバーレイ工 B 1 (t = 4 c m)	既設舗装面を路面切削機により切削 (厚さ 4 c m) したのち、高機能舗装Ⅱ型用混合物 (厚さ 4 c m) を舗設するもの。また、切削可能時間は 1. 5 h とし、タックコートは P K M-T とする。
切削オーバーレイ工 B 2 (t = 4 c m)	既設舗装面を路面切削機により切削 (厚さ 4 c m) したのち、高機能舗装Ⅱ型用混合物 (厚さ 4 c m) を舗設するもの。また、切削可能時間は 0. 5 h とし、タックコートは P K M-T とする。
切削オーバーレイ工 B Q (t = 4 c m)	既設舗装面を路面切削機により切削 (厚さ 4 c m) したのち、高機能舗装Ⅱ型用混合物 (厚さ 4 c m) を舗設するもの。また、タックコートは P K M-T-Q とする。
切削オーバーレイ工 B Q 1 (t = 4 c m)	既設舗装面を路面切削機により切削 (厚さ 4 c m) したのち、高機能舗装Ⅱ型用混合物 (厚さ 4 c m) を舗設するもの。また、施工可能時間は 6 h とし、タックコートは P K M-T-Q とする。
切削オーバーレイ工 B Q 1 (t = 8 c m)	既設舗装面を路面切削機により切削 (厚さ 8 c m) したのち、中間層用混合物 (S M AⅡ型) (厚さ 4 c m) 及び高機能舗装Ⅱ型用混合物 (厚さ 4 c m) を舗設するもの。また、施工可能時間は 7 h とし、タックコートは P K M-T-Q とする。
切削オーバーレイ工 B Q 1 (t = 10 c m)	既設舗装面を路面切削機により切削 (厚さ 10 c m) したのち、基層用遮水性アスファルト混合物 (厚さ 6 c m) 及び高機能舗装Ⅱ型用混合物 (厚さ 4 c m) を舗設するもの。また、施工可能時間は 7 h とし、タックコートは P K M-T-Q とする。
切削オーバーレイ工 B Q 2 (t = 10 c m)	既設舗装面を路面切削機により切削 (厚さ 10 c m) したのち、基層用遮水性アスファルト混合物 (厚さ 6 c m) 及び高機能舗装Ⅱ型用混合物 (厚さ 4 c m) を舗設するもの。また、施工可能時間は 6 h とし、タックコートは P K M-T-Q とする。
切削オーバーレイ工 D 2-1 Q 1 (t = 26 c m)	既設舗装面を路面切削機により切削 (厚さ 26 c m) したのち、高弾性上層路盤用混合物 (厚さ 16 c m) 及び基層用遮水性アスファルト混合物 (厚さ 10 c m) を舗設するもの。また、施工可能時間は 7 h とし、タックコートは P K M-T-Q とする。
切削オーバーレイ工 D 2-1 Q 2 (t = 26 c m)	既設舗装面を路面切削機により切削 (厚さ 26 c m) したのち、高弾性上層路盤用混合物 (厚さ 16 c m) 及び基層用遮水性アスファルト混合物 (厚さ 10 c m) を舗設するもの。また、施工可能時間は 6 h とし、タックコートは P K M-T-Q とする。
切削オーバーレイ工 D 2-1 Q 1 (t = 27 c m)	既設舗装面を路面切削機により切削 (厚さ 27 c m) したのち、高弾性上層路盤用混合物 (厚さ 17 c m) 及び基層用遮水性アスファルト混合物 (厚さ 10 c m) を舗設するもの。また、施工可能時間は 8 h とし、タックコートは P K M-T-Q とする。
切削オーバーレイ工 D 2-1 (t = 30 c m)	既設舗装面を路面切削機により切削 (厚さ 30 c m) したのち、高弾性上層路盤用混合物 (厚さ 20 c m) 及び基層用遮水性アスファルト混合物 (厚さ 10 c m) を舗設するもの。また、タックコートは P K M-T とする。

単価表の項目	区分内容
切削オーバーレイ工 D 2 - 1 Q 1 (t = 3 0 c m)	既設舗装面を路面切削機により切削（厚さ 3 0 c m）したのち、高弾性上層路盤用混合物（厚さ 2 0 c m）及び基層用遮水性アスファルト混合物（厚さ 1 0 c m）を舗設するもの。また、施工可能時間は 6 h とし、タックコートは P K M - T - Q とする。
切削オーバーレイ工 E Q 1 (t = 3 . 5 c m)	既設舗装面を路面切削機により切削（厚さ 3 . 5 c m）したのち、表層用混合物（タイプ A）（厚さ 3 . 5 c m）を舗設するもの。また、施工可能時間は 6 h とし、タックコートは P K M - T - Q とする。
打換工 A	橋梁部における部分開削調査のため、既設舗装面（1 m ² /箇所、厚さ 7 . 5 c m）をコンクリートカッターによる切断・バックホウ及び人力で取り壊しをしたのちに、基層用アスファルト混合物（厚さ 7 . 5 c m）を舗設するもの。
レベリング工 A	橋梁部で路面切削された橋梁床版面に、レベリング層用混合物（F B 1 3）を舗設するもの。
レベリング工 B	橋梁部で路面切削された橋梁床版面に、基層用遮水性アスファルト混合物を舗設するもの。

2 0 - 3 - 4 材料及び基準

(1) 使用するアスファルト及び骨材の粒度の種類、マーシャル供試体の突固め回数

共通仕様書 1 3 - 8 - 5 「材料及び基準」に示す使用するアスファルト及び骨材の粒度の種類、マーシャル供試体の突固め回数等については下表のとおりとする。なお、標準アスファルト量に変更が生じた場合による単価の変更は原則として行わないものとする。

アスファルト混合物の種類	アスファルトの種類	標準 アスファルト量	骨材の 配合設計粒度	供試体の 突固め回数
高機能舗装Ⅱ型用混合物	改質アスファルト (一般用)	5.3%	最大粒径13mm	両面 各50 回
基層用遮水性 アスファルト混合物	改質アスファルト	5.3%	最大粒径20mm	両面 各75 回
中間層用混合物 (SMAⅡ型)	改質アスファルト	5.6%	最大粒径13mm	両面 各50 回
レベリング層用混合物 (F B 1 3)	改質アスファルト	6.0%	最大粒径13mm	両面 各50 回

アスファルト混合物の種類	アスファルトの種類	標準 アスファルト量	骨材の 配合設計粒度	供試 体の 突固 回数
高弾性上層路盤用混合物	改質アスファルト (高弾性上層路盤用)	4.9%	最大粒径20mm	両面 各50 回
表層用混合物 (タイプA)	改質アスファルト	5.4%	最大粒径13mm	両面 各75 回

本施工における舗装工事管理週報（舗装施工管理要領 付録－1 管理様式－202）にあわせて、週報に記載する出荷日の注文伝票（写し）、納入伝票（写し）、自動計量装置の印字記録装置の印字記録を提出するものとする。

（２）基層用遮水性アスファルト混合物

１）骨材の粒度

基層用遮水性アスファルト混合物に使用する混合物の骨材の配合設計粒度は、表20-1のとおりとする。なお、使用する骨材の密度が0.2g/cm³以上異なる場合には配合比の修正を行う。

表20-1 基層用遮水性アスファルト混合物の配合設計標準粒度範囲

ふるい目の開き (mm)	ふるい通過質量百分率 (%)
26.5	100
19.0	95～100
13.2	75～90
9.5	65～83
4.75	50～67
2.36	37～53
0.6	24～30
0.3	16～24
0.15	9～14
0.075	7～10

２）配合試験基準値

基層用遮水性アスファルト混合物に使用する混合物の配合試験、規定値及び品質基準値は下表のとおりとする。

表20-2 基層用遮水性アスファルト混合物の配合試験

種別	試験項目	試験方法	試験頻度	規定値
基層用遮	マーシャル試験	試験便覧 B001 試験便覧 B008	材料及び配合粒度が異なるごとにAs量5点で標準各3個、推定最適As量を挟む3点で水浸各3個	表20-1 表20-3

種別	試験項目	試験方法	試験頻度	規定値
水性アスファルト混合物	ホイールトラッキング試験	試験便覧 B003 注1)	上記試験を満足する各粒度の最適As量で1回 (3枚/回)	表20-4
	水浸ホイールトラッキング試験	試験法 244	上記試験を満足する各粒度の最適As量で1回 (2枚/回)	平均はく離率 5%以下
	透水係数	試験便覧 B017T	上記試験を満足する各粒度の最適As量で1回 (3個/回)	1.0×10^{-7} 以下

注1) 供試体の密度は、マーシャル試験における締固め密度の100±1%以内とする。

表 20-3 基層用遮水性アスファルト混合物のマーシャル試験基準値

項 目	基準値
マーシャル安定度 (kN)	6以上
フロー値 (1/100cm)	15～40
空隙率 (%)	2～3
飽和度 (%)	70～85
水浸マーシャル残留安定度 60℃ 48時間 (%)	75以上

表 20-4 基層用遮水性アスファルト混合物の混合物性状

項 目	基準値
動的安定度 (回/mm)	1,000以上
平均はく離率 (%)	5以下
水密性 (透水係数) (cm/秒)	1.0×10^{-7} 以下

3) 試験練り

基層用遮水性アスファルト混合物の試験練りにおける試験項目とひん度は舗装施工管理要領によらず表 20-5 のとおりとする。

表 20-5 基層遮水性アスファルト混合物の試験練りにおける試験項目とひん度

種別	項目	試験項目	試験方法	試験ひん度
基層用遮水性アスファルト混合物	各種材料の条件	常温・加熱骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	各2個/1回
	混合条件	アスファルト量	—	3点/1配合
		混合量、混合時間及び温度管理	—	適 宜
	混合物の性状	マーシャル試験	試験便覧 B001 試験便覧 B008	1 回/ 1 配合 As量3点で標準、 水浸各3個
		アスファルト含有量試験	自動計量記録装置または試験便覧G028による	出荷毎全バッチまたは 1回/1配合 (2個/1回)
		ホイールトラッキング試験 注1)	試験便覧 B003	1 回/ 1 配合 (3枚/1回)
		透水係数 注2)	試験便覧 B017T 注3)	1 回/ 1 配合 (3個/回)
		水浸ホイールトラッキング試験 注2)	試験法 244	2枚/1配合

注1) アスファルトプラント排出の混合物にて供試体を作製する。なお、供試体の密度は、マーシ

ャル試験における締固め密度の100±1%以内とする。また、ホイールトラッキング試験機は同一機械とし、原則として配合試験で使用した試験機とする。

注2) 供試体は最適締固め温度にて作製し、指定の頻度で試験を実施するものとする。

注3) 試験は、舗装施工管理要領Ⅱ建設工事関係 1-1 (3) (b) (ii) に従って行う。

(3) 高弾性上層路盤用混合物

高弾性上層路盤用混合物に使用する材料の諸基準及び配合設計等については、「高弾性上層路盤用混合物 設計・施工管理要領（令和6年4月）」によるものとする。

20-3-5 プラント

共通仕様書 13-5-4 「プラント」に下記を追加する。

舗装施工管理要領 付録-2 プラント管理試験方法 2. プラント計画に示すプラント計画書に次の内容を記載することとする。

- 1) 受注者とプラント会社の品質管理に関する体制と役割
- 2) 自動計量装置の書き換え防止機能の有無
- 3) 受注者による合材製造過程の管理方法

なお、監督員は契約書第9条第2項に基づき、アスファルト合材を納入しているアスファルトプラントへ不定期に赴き、配合に基づく製造、自動計量装置の印字記録装置の印字記録、プラント計画書に基づく書き換え防止機能付き自動計量装置の使用等について確認を行う場合がある。その際は、現場代理人又は主任（監理）技術者が立ち会うものとする。

20-3-6 試験舗装

共通仕様書 13-8-7 「試験舗装」に規定する試験舗装の混合物の種類及び実施予定場所は、下表に示すとおりとする。なお、混合物の種類・厚さが同じであっても、使用するアスファルトプラントが異なる場合は、アスファルトプラントごとに試験舗装を行うものとする。

混合物の種類	予定面積	実施予定場所
高機能舗装Ⅱ型用混合物	約150m ²	埼玉県比企郡川島町大字中山 (川島IC外プラザ)
中間層用混合物（SMAⅡ型）		
レベリング層用混合物（FB13）		
基層用遮水性アスファルト混合物		
高弾性上層路盤用混合物		

試験舗装に先立ち、監督員の指示により試験舗装の内容（面積、場所、混合物の種類など）が変更となった場合は、その指示に従うものとする。なお、監督員が試験舗装の内容の変更を指示した場合、これに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

なお、基層用遮水性アスファルト混合物を表層として暫定的に用いる場合は、舗装施工管理要領「Ⅲ1-3 (2) 目的と試験のひん度 アスファルト混合物（アスファルト安定処理路盤、高機能舗装以外の表・基層及び中間層用）」で規定している「すべり測定試験」を適用するものとする。

20-3-7 瀝青材

瀝青材の散布量は、施工管理要領Ⅲ-1-3に示す「瀝青材料の散布試験」に基づき決定するものとする。

20-3-8 アスファルト混合物の日常管理試験値が不合格の場合の処置

受注者は、試験舗装を行わないアスファルト混合物の日常管理試験において、舗装施工管理要領 1-4 (1) 「表Ⅲ-1-7 日常管理試験項目及びひん度」に示す規格値に適合しない場合は、すみやかに原因調査を行い、その結果を監督員に報告するものとする。

なお、規格値を満足しないアスファルト混合物の再施工に関する費用は、すべて受注者の負担とする。また、原因が究明されるまでの間、当該アスファルト混合物の使用は一時中止するものとする。

20-3-9 舗装廃材の処理

- (1) 共通仕様書 13-8-10「舗装廃材の処理」に示す廃材の処理場所は、本特記仕様書 14-1「建設副産物の活用等」に示すとおりとし、運搬処理に要する費用については関連する単価項目に含まれるものとし、別途支払いは行わないものとする。
- (2) 切削オーバーレイ工の施工にあたり、クラック抑制シート混入の切削廃材があった場合は、速やかに監督員に報告するものとする。また、クラック抑制シート混入の切削廃材は、再生資材として利用可能とするため、クラック抑制シート廃材とアスファルト・コンクリート塊に仕分けし、適切に処分するものとする。なお、仕分けに要する費用及び仕分け後のクラック抑制シート廃材の運搬処理（最終処分）に要する費用については、別途監督員と協議するものとする。

20-3-10 施工

- (1) 排水ます等及び伸縮装置近傍で施工する場合は、アスファルト混合物等が装置内に落下しないように十分注意を払い施工しなければならない。なお、当該工事によりアスファルト混合物等が散乱した場合には、受注者の責任で清掃しなければならない。
- (2) 切削オーバーレイ工の施工にあたり、既設舗装材が切削面に残存する場合は、入念にこれを取り除かなければならない。
- (3) 橋梁部の施工にあたっては、施工した床版防水工に悪影響を与えないよう、一次施工と二次施工の施工継目部に仮舗装を行うなど細心の注意を払うものとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の項目に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。
- (4) 交通量計測装置箇所及び路温計の施工に際し、事前に機能を停止する手続きが必要となることから、工程調整のうえ、施工 1 週間前までに監督員に対し装置の機能停止手続きを依頼するものとする。

20-3-11 既設床版面の変状確認

- (1) 既設床版面の変状確認を行う対象橋梁は、下表のとおりとする。

橋梁名	床版構造	備考
仲橋橋	P C 床版	(外回り) A 1 ~ A 2

- (2) 既設床版面の変状確認は、打換工にて実施するものとし、確認後は基層用遮水性舗装にて仮舗装するものとする。なお、仮舗装に要する費用については、単価項目によるものとする。
- (3) 既設床版面の変状確認にあたっては、調査要領 第 2 編橋梁 第 3 章コンクリート「1-3-2 (1) 塩害対策」に示す「外観、変状範囲調査」に基づき実施するものとし、劣化部・損傷部等変状箇所を監督員に報告するとともにその対応について協議するものとする。なお、「外観、変状範囲調査」に要する費用については諸経費に含むものとし別途支払いは行わないものとする。

20-3-12 数量の検測

- (1) オーバーレイ工、切削オーバーレイ工の数量の検測は、設計数量 (m²) で行うものとする。
- (2) 打換工の数量の検測は、設計数量 (箇所) で行うものとする。
- (3) レベリング工の数量の検測は、設計体積に日平均現場密度を乗じた数量を基に算出した混合物の設計数量 (t) で行うものとする。ただし、共通仕様書 13-8-6 に規定する自動計量記録装置の記録結果の数量に 100/103 を乗じた数量が、設計数量よりも少ない場合には、自動計量記録装置の記録結果の数量に 100/103 を乗じた数量 (t) で行うものとする。

20-3-13 支払

共通仕様書13-8-16「支払」を次のとおり変更する。

- (1) オーバーレイ工Bの支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1 m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う施工面の清掃準備、瀝青材散布、混合物の製造、運搬及び舗設、配合設計に要する費用等オーバーレイ工Bの施工に必要な材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。
- (2) 切削オーバーレイ工B、D、Eの支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1 m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設舗装の切断、切削、舗装廃材の処理、施工面の清掃準備、瀝青材散布、混合物の製造、運搬及び舗設、配合設計に要する費用等切削オーバーレイ工B、D、Eの施工に必要な材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。
- (3) 打換工Aの支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1 箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設舗装の切断、剥ぎ取り、舗装廃材の処理、施工面の清掃準備、混合物の製造、運搬及び舗設、配合設計、施工目地部仮舗装に要する費用等打換工Aの施工に必要な材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。
- (4) レベリング工A、Bの支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1 t当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う施工面の清掃準備、混合物の製造、運搬及び舗設、配合設計に要する費用等レベリング工A、Bの施工に必要な材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
13-(9)	オーバーレイ工	
	BQ (t = 4 cm)	m ²
13-(10)	切削オーバーレイ工	
	B (t = 4 cm)	m ²
	B1 (t = 4 cm)	m ²
	B2 (t = 4 cm)	m ²
	BQ (t = 4 cm)	m ²
	BQ1 (t = 4 cm)	m ²
	BQ1 (t = 8 cm)	m ²
	BQ1 (t = 10 cm)	m ²
	BQ2 (t = 10 cm)	m ²
	D2-1Q1 (t = 26 cm)	m ²
	D2-1Q2 (t = 26 cm)	m ²
	D2-1Q1 (t = 27 cm)	m ²
	D2-1 (t = 30 cm)	m ²
	D2-1Q1 (t = 30 cm)	m ²
	EQ1 (t = 3.5 cm)	m ²
13-(12)	打換工	
	A	箇所
13-(14)	レベリング工	
	A	t
	B	t

20-4 床版防水工

20-4-1 種別

共通仕様書13-9-2「種別」を次のとおり変更する。

単価表の項目	区分内容	橋梁名	既設 床版面	下地処理方法		備考
				床版面	端部防水面	
床版防水工C	既設のコンクリート床版に床版防水工の要求性能としてグレードⅠに適合する防水層を施工するものとする	片山橋 A1～A2 (下り線) (RC床版)	防水層 あり	使用する材料の施工要領書に定める下地処理を実施する	—	端部防水工含まず
		小山川橋 A1～A2 (下り線) (RC床版)				
		太田ヶ谷橋 A1～A2 (内回り) (PC床版)				
		仲橋橋 A1～A2 (外回り) (PC床版)				
端部防水工	床版防水工Cの施工に先立ち、路面の剥ぎ取り、地覆部に端部防水工の要求性能としてグレードⅡに適用する防水工を施工した後に基層用遮水性舗装にて仮舗装を施工するもの	小山川橋 A1～A2 (下り線) (RC床版)	防水層 あり	—	研掃工 (動力工具)	端部防水工の端部保護材を含む

20-4-2 材料

共通仕様書13-9-3「材料」に次を追加する。

端部防水工の仮舗装に使用する材料は、本特記仕様書20-3-4「材料及び基準における基層用遮水性アスファルト混合物とし、床版防水工CのグレードⅠに適合する防水層の材料は、「舗装施工管理要領」Ⅲ-3-5及びⅢ-3-6の規定に適合しなければならない。

20-4-3 舗装廃材の処理

既設舗装の剥取り等により発生した廃材の処理については、本特記仕様書14-1「建設副産物の活用等」に示すとおりとし、運搬処理に要する費用については単価項目に含まれるものとし、別途支払いは行わないものとする。

20-4-4 支払

共通仕様書13-9-5「支払」に次を追加する。

- (1) 床版防水工Cの支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m2当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う床版面の清掃、下地処理、接着層の施工、防水材の施工、養生等床版防水工Cの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。
- (2) 端部防水工の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m2当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う路面剥取、舗装廃材の処理、床版及び地覆面の清掃、下地処理、接着層の施工、養生、端部防水層の施工、端部保護材の施工、混合物の製造、運搬及び舗設、配合設計等端部防水工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
13 - (16)	床版防水工	
	床版防水工C	m2
	端部防水工	m2

20-5 路面標示工

20-5-1 種別

共通仕様書16-4-2「種別」に次を追加する。

単価表の項目	路面標示の塗色	区分内容
路面標示標準型C1-1	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示標準型の規定に適合する材料を使用して、本線にゼブラ等を施工するもの。
路面標示標準型C1-2	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示標準型の規定に適合する材料を使用して、本線に矢印、記号、文字等を施工するもの。
路面標示標準型C2-1	黄色	レーンマーク施工管理要領・路面標示標準型の規定に適合する材料を使用して、本線にゼブラ等を施工するもの。

20-5-2 支払

共通仕様書16-4-6「支払」に次を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
16 - (7)	路面標示工	
	路面標示標準型C1-1	m2
	路面標示標準型C1-2	m2
	路面標示標準型C2-1	m2

20-6 交通規制工

20-6-1 種別

共通仕様書19-3-2「種別」に下表を追加する。なお、交通規制工の種別における交通規制箇所、交通規制内の施工内容に関する単価表の項目は設計図に示す数量総括表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	規制時間	備考
路肩規制 A	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する路肩規制	8:00～18:00 (9:00～17:00)	

単価表の項目	区分内容	規制時間	備考
	Aをいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。		
車線規制 A 1 - 1 (夜)	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制を言い設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	20:00～翌5:00 (21:00～翌4:00)	
車線規制 A 1 - 2	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制を言い設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	8:00～18:00 (9:00～17:00)	
		12:00～22:00 (13:00～21:00)	
		13:00～23:00 (14:00～22:00)	
車線規制 A 1 - 2 (夜)	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制を言い設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	20:00～翌6:00 (21:00～翌5:00)	
車線規制 A 1 - 3	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制を言い設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	12:00～24:00 (13:00～23:00)	
		13:00～翌1:00 (14:00～24:00)	
車線規制 A 2 - 1 (夜)	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制を言い設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	21:00～翌5:00 (22:00～翌4:00)	
車線規制 A 2 - 2 (夜)	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制を言い設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	20:00～翌6:00 (21:00～翌5:00)	
車線規制 B 1 - 1 (夜)	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制を言い設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	21:00～翌5:00 (22:00～翌4:00)	
車線規制 B 1 - 2 (夜)	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制を言い設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	20:00～翌5:00 (21:00～翌4:00)	

単価表の項目	区分内容	規制時間	備考
ランプ規制 A	「道路保全要領（路上作業編）」の規定に準拠し、ランプ部においての車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	20:00～翌5:00 (21:00～翌4:00)	
ランプ閉鎖 A 1（夜）	「道路保全要領（路上作業編）」の規定に準拠し、ランプ入口及び分岐部においてランプを閉鎖する規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	20:00～翌5:00 (21:00～翌4:00)	東松山IC E ランプ
ランプ閉鎖 A 2（夜）			川島IC A・Hランプ
ランプ閉鎖 A 3（夜）			川島IC E ランプ

- ① 各単価項目に含まれる交通保安要員の配置場所及び人数については設計図に示す通りとする。
- ② 上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（テーパー設置開始）から規制撤去完了（テーパー撤去完了）までの時間である。
- ③ （ ）内の時間は、交通規制内の施工可能時間を示す。
- ④ 交通規制に係る監視及び保守を行う交通監視員は、交通規制工に含むものとする。
なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

20-6-2 施工

- (1) 本特記仕様書7-3～7-4、及び道路交通法第80条の規定に基づく協議に従い実施するものとする。
- (2) 受注者は、監督員が近接して施工を行う他工事と調整を行い、同一規制内での施工を指示した場合、これに従うものとし、他工事の円滑な施工及び調整に協力するものとする。

20-6-3 支払

共通仕様書19-3-5「支払」に次を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
19-(1)	交通規制工	
	路肩規制 A	回
	車線規制 A 1-1	回
	車線規制 A 1-2	回
	車線規制 A 1-3	回
	車線規制 A 2-1	回
	車線規制 A 2-2	回
	車線規制 B 1-1	回
	車線規制 B 1-2	回
	ランプ規制 A	回
	ランプ閉鎖 A 1	回
	ランプ閉鎖 A 2	回
	ランプ閉鎖 A	回

20-7 交通保安要員

20-7-1 種別及び配置

(1) 共通仕様書 19-4-2 「種別」 に下表を追加する。

単価表の項目	配置時間 (拘束時間 (※1))	休憩時間における交替 要員の計上 (※1)	備考
交通監視員 A 1	14:00～22:00 (13:30～22:30) 13:00～21:00 (12:30～21:30)	無	
交通監視員 A 2	14:00～24:00 (13:30～24:30) 13:00～23:00 (12:30～23:30)	無	
交通監視員 A 3	22:00～翌4:00 (21:30～翌4:30)	無	
交通誘導警備員 A	21:00～翌4:00 (20:30～翌4:30)	無	
交通誘導警備員 B		無	

※1 積算条件の明示であり指定するものではない。

上表の配置時間は、実作業時間に休憩時間を加えた時間とする。なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置時間が大幅に変更となった場合、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(2) 交通保安要員の配置場所、配置人数、交替要員は次のとおりとする。

配置場所	交通保安要員の種別	配置人数	休憩時間における交替要員	摘要
関越自動車道 練馬 I C～花園 I C (下) ・車線規制 A 1-2	・テーパー部 交通監視員 A 1	※1	—	※2
関越自動車道 練馬 I C～花園 I C (下) ・車線規制 A 1-3	・テーパー部 交通監視員 A 2	※1	—	※2
首都圏連絡自動車道あきる野 I C～鶴ヶ島 J C T (内・外) ・車線規制 B 1-1	・テーパー部 交通監視員 A 3	※1	—	※2
国道254号 ・川島 I C E ランプ閉鎖	工事車両出口	交通誘導警備員 A	1人	※2
	現場内巡廻等	交通誘導警備員 B		
国道254号 ・東松山 I C E ランプ閉鎖	テーパー部	交通誘導警備員 A	1人	※2
	工事車両出口	交通誘導警備員 B		
国道254号 ・川島 I C A・E ランプ閉鎖	テーパー部	交通誘導警備員 B	1人	※2

- ※1 設計図の交通規制図に記載の数量表によるものとする。
- ※2 交通監視員 A 1・A 2・A 3、交通誘導警備員 A・B の交替要員は交通規制工に含まれる交代要員が兼ねるものとし、本単価項目には含まれないものとする。
- ※3 受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所が大幅に変更となった場合、または、協議等により配置する保安要員の種別及び配置人数が変更となった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

20-7-2 交通保安要員の配置

受注者は、共通仕様書 19-4-3「交通保安要員計画」に記載の内容のほか、車両等の誘導方法について施工計画書に記載し監督員に提出するものとする。

20-7-3 支払

共通仕様書 19-4-5「支払」に次を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
19-(2)	交通保安要員	
	交通監視員 A 1	回
	交通監視員 A 2	回
	交通監視員 A 3	回
	交通誘導警備員 A	回
	交通誘導警備員 B	回

20-8 路面切削工

20-8-1 定義

路面切削工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設舗装を路面切削機等により所定の深さまで切削するものをいう。

20-8-2 種別

路面切削工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
路面切削工 A 1	橋梁部の既設舗装を路面切削機や人力はつり等により床版面（平均深さ 7.5 cm）まで切削するもの。
路面切削工 A 2	橋梁部の床版防水工を施工している既設舗装を路面切削機や人力はつり等により床版面（平均深さ 7.5 cm）まで切削するもので、路面切削機等により既設舗装を平均深さ 6.5 cm 切削したのち、剥取り機械等により平均深さ 1.0 cm と既設床版防水材料を取り除くもの。

20-8-3 舗装廃材の処理

- (1) 既設舗装の切削及び剥取り等により発生した廃材の処理については、本特記仕様書 14-1「建設副産物の活用等」に示すとおりとし、運搬処理に要する費用については関連する単価項目に含まれるものとし、別途支払いは行わないものとする。
- (2) 路面切削工 A 2 の既設舗装の平均深さ 1.0 cm と既設床版防水材料の処理については、建設混合廃棄物として最終処分するものとし、これら運搬処理等に要する費用については関連する単価項目に含まれるものとし、別途支払いは行わないものとする。ただし、夜間施工における既設舗装の平均深さ 1.0 cm と既設床版防水材料については、本特記仕様書 5-1「敷地の使用」に示す敷地に運搬・仮置きし、仮置きする敷地から積込み・最終処分場へ建設混合廃棄物として運搬・最終処分するものとする。

20-8-4 施工

- (1) 路面切削工の施工は、路面切削機等により橋梁床版面を損傷させないよう細心の注意を払いながら既設床版面まで切削するものとし、既設舗装が橋梁床版面に残存しないよう入念に除去するものとする。
- (2) 排水ます等及び伸縮装置近傍で施工する場合は、廃材等が装置内に落下しないように十分注意を払い施工しなければならない。なお、当該工事により廃材等が散乱した場合には、受注者の責任で清掃しなければならない。
- (3) 伸縮装置、排水構造物付近は人力施工により、それらに損傷を与えないよう入念に施工しなければならない。なお、受注者は、施工機械及び施工方法についてあらかじめ詳細な施工計画を立てて監督員に提出しなければならない。

20-8-5 既設床版面の変状確認

- (1) 既設床版面の変状確認を行う対象橋梁は、下表のとおりとする。

橋梁名	床版構造	備考
片山橋	R C床版	(下り線) A 1～A 2
小山川橋	R C床版	(下り線) A 1～A 2

- (2) 既設床版面の変状確認は、既設舗装の全面開削にて実施するものとし、確認後は基層用遮水性舗装にて仮舗装するものとする。なお、仮舗装に要する費用については、関連する単価項目によるものとする。
- (3) 既設床版面の変状確認にあたっては、調査要領 第2編橋梁 第3章コンクリート「1-3-2 (1) 塩害対策」に示す「外観、変状範囲調査」に基づき実施するものとし、劣化部・損傷部等変状箇所を監督員に報告するとともにその対応について協議するものとする。なお、「外観、変状範囲調査」に要する費用については諸経費に含むものとし別途支払いは行わないものとする。
- (4) 調査点検報告に基づき、監督員が変状箇所について断面修復等の補修を指示した場合は、その指示に従うものとし、受注者は変状箇所の補修に関する施工方法、施工機械、使用材料及び品質管理方法等について記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。なお、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

20-8-6 数量の検測

路面切削工の数量の検測は、設計数量 (m³) で行うものとする。

20-8-7 支払

路面切削工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設路面の切断、切削、剥ぎ取り、端部のはつり、切削面の清掃、仮置き、二次運搬、廃材処理等路面切削工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一 (1)	路面切削工	
	路面切削工 A 1	m ³
	路面切削工 A 2	m ³

20-9 試料採取

20-9-1 定義

試料採取とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設コンクリート構造物から試料を採取することをいう。

20-9-2 種別

試料採取の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
A	既設床版面にて、ドリル法により床版上側第一鉄筋に対し、中心部及び上下部の3試料/箇所（20mm/試料@3試料=60mmの範囲）の採取、削孔箇所の中性化深さの測定を行うもの

採取した試料については、監督員へ引き渡すものとする。なお、監督員は採取した試料について塩分量調査を行い塩分量調査結果により補修方法の変更を監督員が指示した場合は、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、別途、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

20-9-3 施工

- (1) 試料採取の施工箇所は次のとおりとし、その詳細な位置については監督員の立会いのもと決定するものとする。
 - ① 試料採取の施工箇所は、横断勾配の低い側の車線の床版を基本とする。
 - ② 土砂化が進行した箇所や、コンクリートに浮きや過度なひび割れが生じている箇所など、劣化が著しく進行した箇所で試料採取は行わず、その周辺箇所を選定する。
 - ③ 塩分調査の調査頻度は、3箇所/径間を基本とする。
- (2) 試料採取にあたっては、鉄筋探査を実施し既設鉄筋を切断しない位置を設置するとともに、配筋状況及びかぶり厚さを確認し、記録するものとする。
- (3) 試料の採取方法は、調査要領 第2編橋梁 第3章コンクリート「1-3-2 (1) 塩害対策」のドリル法によるものとし、採取した試料を試料収集用袋に回収し、計量器で採取量を計測する。
- (4) 試料採取量は1試料当たり50g以上とする。採取量が足りない場合は、対象の層を追加・削孔し、再度計量を行うものとする。
- (5) 試料採取に合わせて、削孔箇所での中性化深さ測定（フェノールフタレイン1%溶液の噴霧）を行い、結果を監督員に報告するものとする。
- (6) 試料採取後は、ブラシを用いて孔内に残った粉を清掃し、断面修復材にて修復するものとし、使用する材料は、構造物施工管理要領Ⅲ-3-3-4「断面修復の要求性能」及びⅢ-3-3-5「断面修復の性能照査」の規定に適合するものでなければならない。

20-9-4 数量の検測

試料採取の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

20-9-5 支払

試料採取の支払は、前項の規定に従って検測された試料採取の数量に対し、1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う鉄筋探査による配筋状況及びかぶり厚さの確認、試料採取に必要な削孔、調査孔の埋め戻し、削孔箇所での中性化深さ測定等、材料・労力・機械器具等本作業を行うために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一(2)	試料採取 A	箇所

20-10 床版排水工

20-10-1 定義

床版排水工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設橋梁床版端部に排水装置及び排水管を設置することをいう。

20-10-2 種別

床版排水工の単価表の項目及び区分内容は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
床版排水工B	橋梁床版を削孔し、排水パイプを設置するもの。

20-10-3 材料

床版排水工に使用する導水パイプはSUS製とし、あらかじめ監督員の確認を得るものとする。

20-10-4 廃材の処理

- (1) 既設コンクリート床版の削孔等により発生した廃材の処理については、本特記仕様書14-1「建設副産物の活用等」に示すとおりとし、運搬処理に要する費用については関連する単価項目に含まれるものとし、別途支払いは行わないものとする。

20-10-5 施工

- (1) 床版をコア削孔するに当たり、鉄筋探査等を行い橋梁本体構造物に損傷を与えないように施工するものとする。
- (2) 施工時には、材料、水及び塵埃等が高速道路や一般道に飛散しないように十分な飛散防止養生を行うものとする。
- (3) 床版排水工の施工は、削孔機等により橋梁床版面を削孔後、排水パイプを設置し、橋梁床版と排水パイプの間を樹脂等により充填するものとする。

20-10-6 数量の検測

床版排水工の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

20-10-7 支払

床版排水工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設コンクリート床版の鉄筋探査、削孔、廃材の運搬、廃材の処理、排水パイプの据付等床版排水工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一(3)	床版排水工 床版排水工B	箇所

20-11 樹脂系薄層舗装工

20-11-1 定義

樹脂系薄層舗装工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、舗装路面に樹脂を塗布し、その上に耐磨耗性の硬質骨材を散布して路面に固着させて薄層を形成させる表面処理をいう。

20-11-2 種別

樹脂系薄層舗装工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
樹脂系薄層舗装工A	高機能舗装Ⅱ型の上面にカラー骨材をゼブラ施工するもの。 樹脂舗装技術協会の「樹脂系すべり止め舗装要領書（2022年度版）」の協会工法規格 RPN-304 によるものとする。
樹脂系薄層舗装工B	高機能舗装Ⅱ型の上面にカラー骨材を全面施工するもの。 樹脂舗装技術協会の「樹脂系すべり止め舗装要領書（2022年度版）」の協会工法規格 RPN-302 によるものとする。
樹脂系薄層舗装工C	料金所の舗装上面に ETC 薄層舗装としてカラー骨材を施工するもの。 樹脂舗装技術協会の「樹脂系すべり止め舗装要領書（2022年度版）」の協会工法規格 RPN-402 によるものとする。

20-11-3 材料

樹脂系薄層舗装工に使用する材料は、樹脂舗装技術協会の「樹脂系すべり止め舗装要領書（2022年度版）」によるものとする。

20-11-4 施工

樹脂系薄層舗装工の施工は樹脂舗装技術協会の「樹脂系すべり止め舗装要領書（2022年度版）」及び「樹脂系すべり止め舗装設置マニュアル（2020年度版）」によるものとする。

樹脂系薄層舗装工の配色については、本特記仕様書 20-11-2「種別」に示すとおりとし、供試体については弁柄色（ゼブラ施工）、青色（全面施工）、青色及び白色（Wゼブラ施工）を作成し監督員に提出を行うものとする。

20-11-5 交通開放

交通開放は、硬化確認及び余剰骨材の回収後、監督員の指示に従って行うものとする。

20-11-6 数量の検測

樹脂系薄層舗装工の数量の検測は、設計図書及び監督員の指示に従って施工されたと監督員が認めた設計数量（m²）で行うものとする。

20-11-7 支払

樹脂系薄層舗装工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、舗装路面の清掃、樹脂の塗布、材料の運搬及び散布等、樹脂系薄層舗装工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特－(4)	樹脂系薄層舗装工	
	樹脂系薄層舗装工 A	m2
	樹脂系薄層舗装工 B	m2
	樹脂系薄層舗装工 C	m2

20-12 止水目地工

20-12-1 定義

止水目地工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、舗装端部及び施工目地からの止水強化を目的に、止水テープを貼り付けることにより、表層からの雨水等の浸透を防止することをいう。

20-12-2 種別

止水目地工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	備考
止水目地工 B	本線土工部・橋梁部及びジャンクション・ランプ部の縦目地に施工するもの。 ・表層：h=25mm t=5mm（高機能Ⅱ型）	
止水目地工 C	橋梁地覆及び伸縮装置に施工するもの。 ・表層：h=25mm w=75mm t=3mm	

20-12-3 材料

止水目地工に使用する材料は、「舗装施工管理要領」の規定に適合しなければならない。

20-12-4 施工

止水目地工の施工については、施工前に既設舗装面に水分が無い状態で十分な清掃を実施した後にプライマー塗布を行うものとする。止水テープは貼付ける側面に密着させなければならない。

20-12-5 数量の検測

止水目地工の数量の検測は、設計数量（m）で行うものとする。

20-12-6 支払

止水目地工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う清掃、プライマー塗布、アスファルト系止水テープの貼付け等、止水目地工の施工に必要な材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特－(5)	止水目地工	
	止水目地工 B	m
	止水目地工 C	m

20-13 後尾警戒車

20-13-1 定義

後尾警戒車とは、設計図書及び監督員の指示に従って、規制箇所の上流側に標識車を配置し一般車両への規制予告および渋滞発生時の注意喚起等を行うものをいう。

20-13-2 種別

後尾警戒車の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	設置時間
A	首都圏中央連絡自動車道にて貸与品の自走式標識車（2 t）により後尾警戒を行うもの（助手含む）。	21:00～翌5:00
B	首都圏中央連絡自動車道にて貸与品の自走式標識車（2 t）により後尾警戒を行うもの（助手含む）。	20:00～翌5:00

上表の設置時間とは、実作業時間に休憩時間を加えた時間とする。なお、受注者の責によらず、後尾警戒車の設置時間が、大幅に変更となった場合、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

20-13-3 数量の検測

後尾警戒車の数量の検測は、設計数量（回）で行うものとする。

なお、後尾警戒車の1回とは、基地等出発から後尾警戒車の設置、基地等帰着までをいう。

20-13-4 支払

後尾警戒車の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1回当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う後尾警戒車の設置、撤去、燃料費等後尾警戒車の施工に必要な材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特-(6)	後尾警戒車	
	A	回
	B	回

20-14 撤去工

20-14-1 定義

撤去工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設構造物の撤去・運搬・処分等を行うものをいう。

20-14-2 種別

撤去工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	既設アスファルト 舗装版平均厚さ	撤去材の処理方法
A	橋梁地覆部の既設縁石を撤去するもの。	—	本特記仕様書14-1の規定に従い、処分するものとする。
B	設計図書に示す既設舗装をカッター、小型重機及び人力等にて撤去し、既設舗装内に存置されている防護柵支柱（φ139.8）を切断及び撤去した後、アスファルト混合物にて舗装復旧を行うもの。	27cm	
C		30cm	

20-14-3 材料

撤去工A・B・Cの復旧に使用する材料は、本特記仕様書20-3-4「材料及び基準」における基層用遮水性アスファルト混合物とする。

20-14-4 施工

- (1) 撤去工B・Cの施工は、以下の通りとする。
- ・既設アスファルト舗装版を約27cmまたは30cm、下層路盤（粒状路盤）を約10cm撤去
 - ・支障埋設物を上層路盤の下面 約5cm以深の位置で切断及び撤去
 - ・下層路盤を現場発生材にて埋め戻し
 - ・アスファルト舗装版を基層用遮水性アスファルト混合物で既設路面まで復旧するものとする。
- (2) 撤去工A・B・Cにおいて既設舗装の剥取り等により発生した廃材の処理については、本特記仕様書14-1「建設副産物の活用等」に示すとおりとし、運搬処理に要する費用については単価項目に含まれるものとし、別途支払いは行わないものとする。
- (3) 撤去工A・B・Cにおいて基層用遮水性アスファルト混合物による舗設方法等については、それらを記載した施工計画書を提出するものとし、切取り供試体等による日常管理試験は行わないものとする。
- (4) 撤去工B・Cにおいて既設舗装版を取除いた際に確認された支障埋設物が、防護柵支柱（φ139.8）と異なる場合であっても、監督員の指示に従って切断及び撤去しなければならない。なお、これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。
- (5) 撤去工B・Cにおいて発生した鋼材については、本特記仕様書5-1「敷地の使用」に示す川島IC作業基地へ運搬するものとする。処分については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

20-14-5 数量の検測

撤去工の数量の検測は、設計数量（m、本）で行うものとする。

20-14-6 支払

- (1) 撤去工Aの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う路面剥取、舗装廃材の処理、コンクリート切断、縁石撤去、積込、運搬、有料道路料金、地覆研掃、混合物の製造、運搬及び舗設、配合設計等撤去工Aの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。
- (2) 撤去工B・Cの支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、既設舗装版の切断、剥取り、舗装廃材の処理、支障埋設物の切断、施工面の清掃準備、瀝青材散布、混合物の製造、運搬及び舗設等支障埋設物撤去工B・Cの施工に必要な材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特-(7)	撤去工	
	A	m
	B	本
	C	本

20-15 試掘工

20-15-1 定義

試掘工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、本施工に先立ち電源ケーブル等の地下埋設物の位置等を確認するために試掘することをいう。

20-15-2 種別

試掘工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	平均深さ
試掘工A 1	本線部に埋設されている横断管を確認するためアスファルト舗装版（27cm）撤去及び人力掘削等による試掘をした後、アスファルト混合物にて舗装復旧を行うもの。	0.90m
試掘工A 2	本線部に埋設されている横断管を確認するためアスファルト舗装版（30cm）撤去及び人力掘削等による試掘をした後、アスファルト混合物にて舗装復旧を行うもの。	0.90m

20-15-3 材料

試掘工Aの復旧に使用する材料は、本特記仕様書20-3-4「材料及び基準」における基層用遮水性アスファルト混合物とする。

20-15-4 施工

- （1）試掘工の施工は、「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル「関東支社版」（令和5年8月）」の関連する規定に従って行うものとする。
- （2）ケーブル埋設位置までの掘削深さが種別に定める平均深さと大幅に増減した場合の試掘工の費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。
- （3）試掘工の施工にあたり、路盤材等が支障となり著しく施工が困難な場合は、別途作業を追加する場合がある。なお、これに関わる費用は監督員と受注者で協議し定めるものとする。
- （4）既設舗装の剥取り等により発生した廃材の処理については、本特記仕様書14-1「建設副産物の活用等」に示すとおりとし、運搬処理に要する費用については単価項目に含まれるものとし、別途支払いは行わないものとする。

20-15-5 数量の検測

試掘工の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

20-15-6 支払

試掘工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う人力による既設舗装版の切断、剥ぎ取り、掘削、舗装廃材の処理、埋戻し、整地、瀝青材散布、混合物の製造、運搬及び舗設等試掘工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特-（8）	試掘工	
	試掘工A 1	箇所
	試掘工A 2	箇所

21. 割掛対象表の項目に示す工事の内容

対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第1章「表1-3割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、次のとおりとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含まれるものとし、別途支払は行わないものとする。

【雑工事費】

割掛対象表の項目名称	工事の内容
有料道路料金費	アスファルト舗装改良工・路面切削工等の施工にあたり、舗装廃材等の運搬に必要となる有料道路通行料金費をいう。

割掛対象表の項目名称	工事の内容
仮路面標示費	アスファルト舗装改良工の施工にあたり、舗設完了後に行う仮路面標示（常温系塗料、幅5cm）に要する費用をいう。
試験舗装費	共通仕様書13-8-7に規定する試験舗装に要する費用をいう。 試験舗装に係る切削廃材の運搬処分費を含むものとする。 ①施工場所：埼玉県比企郡川島町大字中山（川島IC外プラザ） 種別：基層用遮水性アスファルト混合物 t=10.0cm 高弾性上層路盤用混合物（HiMA） t=16.0cm 数量：約150.0m²（幅3.5m）、路面切削 t=26.0cm ②施工場所：埼玉県比企郡川島町大字中山（川島IC外プラザ） 種別：基層用遮水性アスファルト混合物 t=10.0cm 高弾性上層路盤用混合物（HiMA） t=20.0cm 数量：約150.0m²（幅3.5m）、路面切削 t=30.0cm ③施工場所：埼玉県比企郡川島町大字中山（川島IC外プラザ） 種別：レベリング層用混合物（FB13） t=3.5cm 数量：約150.0m²（幅3.5m）、路面切削 t=3.5cm ④施工場所：埼玉県比企郡川島町大字中山（川島IC外プラザ） 種別：基層用遮水性アスファルト混合物 t=7.5cm 数量：約150.0m²（幅3.5m）、路面切削 t=7.5cm ⑤施工場所：埼玉県比企郡川島町大字中山（川島IC外プラザ） 種別：高機能舗装Ⅱ型用混合物 t=4.0cm 基層用遮水性アスファルト混合物 t=6.0cm 数量：約150.0m²（幅3.5m）、路面切削 t=10.0cm ⑥施工場所：埼玉県比企郡川島町大字中山（川島IC外プラザ） 種別：中間層用混合物（SMAⅡ型） t=4.0cm 数量：約150.0m²（幅3.5m）、路面切削 t=4.0cm

2.2. 補足事項

2.2-1 設計図書の変更及び追加について

次に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性があるため、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。

- (1) 施工予定箇所以外のコア採取等の路面調査を追加する場合がある。
- (2) 工事実施（ランプ閉鎖等を含む）について、案内看板等（事前周知、迂回案内）の設置・撤去等を追加する場合がある。
- (3) 施工予定箇所における交通量の変動により、規制可能時間を変更する場合がある。
- (4) アスファルト舗装改良工の舗装種別を変更する場合がある。
- (5) 新座本線料金所付近の路面標示の種別を変更する可能性がある。
- (6) クラック抑制工を追加する場合がある。
- (7) 床版面の補修を追加する場合がある。
- (8) 交通規制実施に伴う渋滞発生時の検知手法及びお客さまへの情報提供に関する事項を追加する場合がある。

2.2-2 工事記録の作成及び提出について

- (1) 工事記録情報

受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、「工事記録情報 完了届」（様式－３）をしゅん功届提出予定の２週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。

なお、工事記録収集システムに関する問合せは、「保全情報管理員」に問合せるものとし、問合せ先については別途監督員より通知する。

２２－３ 車両制限令を超える車両の通行に関する通行許可の確認結果の提出

受注者は、共通仕様書１－６２「交通安全管理」（５）における確認については、許可証の原本やオンライン申請においてはダウンロードした電子ファイルデータで確実に確認し、その確認結果を監督員に提出するものとする。

２２－４ 交通規制内での重機故障時の対応

高速道路等の交通規制中に、重機等が故障して交通規制解除が遅れた場合は、高速道路等を利用している一般車両に多大な影響を与えることから、「重機等故障時対応マニュアル」（平成１９年１２月 関東支社所沢管理事務所）に基づき、機械故障時の対応についての計画書を作成し、交通規制を伴う工事の施工開始前（２週間前）に監督員に提出するものとする。

２２－５ 緊急時の協力業務

本工事期間中に所沢管理事務所管内の高速道路において、災害等が発生した場合は、監督員の指示に従い災害復旧に協力するものとする。これに要する費用については、別途、監督員と受注者で協議するものとする。

２２－６ 有料道路料金費に関する事項

有料道路料金費とは、ＥＴＣ（Electronic Toll Collection System）が整備されているインターチェンジ等をＥＴＣ無線通信により走行するために要する通行料金をいう。また、監督員の指示により有料道路通行区間を変更する場合、または、通行料金体系が見直しとなった場合は、これに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

２２－７ 間接工事費の変更

２２－７－１ 対象となる項目

本工事は、間接工事費のうち「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

- ・ 営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

- ・ 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用
- ・ なお、上記に関連し発生した間接工事費について監督員が必要と判断した場合、その費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

２２－７－２ 工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

２２－７－３ 間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合、工期開始の日から１４日以内に、前

項で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書（様式—4）を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から14日以内に間接工事費計画書（様式—4）の提出がなかった場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

22-7-4 間接工事費の増加費用の協議

- (1) 受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費の増加費用に関する協議書（様式—5）〔変更間接工事費計画書及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）〕を監督員に提出し協議するものとする。
 - (2) 受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。
 - (3) 間接工事費の増加費用の額（増加費用に係る一般管理費等を含む）の協議は、監督員が、間接工事費増加費用見積方通知書により、受注者に対して見積書を監督員に提出するように通知するものとし、受注者はその通知に従い間接工事費増加費用見積書（様式—6）を監督員に提出し協議するものとする。
 - (4) 間接工事費の増加費用の額について、監督員からの間接工事費増加費用の負担額協議書により受注者は同意書（様式—7）を監督員に提出するものとする。
- なお、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

22-7-5 受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

22-7-6 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。

- ① 共通仮設費率分は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式—4）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- ② 現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式—4）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- ③ 間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含む。
- ④ なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

22-8 材料調達に伴う変更

22-8-1 対象となる資材等

本工事の、「骨材」については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当初調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に材料調達変更計画書（様式—8）を提出のうえ監督員と協議するものとする。また、協議の結果、監督員が指示した場合は、当該地区からの調達完了後、購入費用及び輸送費等に要した費用の証明書類（実際の取引伝票等）を添付した材料調達実績報告書（様式—9）を監督員へ提出するものとし、その費用について監督員と受注者とで協議により定めるものとする。なお、受注者の都合で調達した資材は協議対象とし

ないものとする。

資材名	規格	調達地域等
骨材	C-40	栃木県中央～南部地区、東京都多摩地区、埼玉県中央～北部地区

2 2 - 9 実績価格調査票

受注者は、契約締結後、見積活用方式に係る見積対象項目に対し下請契約したとき、または、現場組織が構築されたときは、本工事の入札前に提出した最終参考見積書と契約後の実態に基づく比較を行う「実績価格調査票（別添－３）」を作成し提出するものとする。なお、監督員は、提出された実績価格調査票に疑義がある場合は、施工体制点検などの場を活用して受注者や下請負人に聞き取り調査を行うものとする。

2 2 - 1 0 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

2 2 - 1 1 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

2 2 - 1 2 遠隔立会

遠隔立会とは、遠隔立会実施要領（令和５年１０月 東日本高速道路株式会社）に基づき、共通仕様書「１－２ 用語の定義」に定める「確認」及び「１－３０ 検査及び立会い」に定める検査及び立会いについて、デジタル通信技術を活用し遠隔地からの確認、検査及び立会いの実施により、受注者及び発注者の工事等管理業務の効率化による生産性向上を図るものである。

遠隔立会の実施有無、実施項目、費用等については、工事着手前に監督員と協議し定めるものとする。

2 2 - 1 3 快適トイレ

2 2 - 1 3 - 1 定義

快適トイレとは、工事現場で男女ともに働きやすい環境とするために、以下の仕様を満たす現場付近に設置する仮設トイレをいう。

2 2 - 1 3 - 2 仕様

快適トイレは下表の（１）～（１１）の仕様を満たすものを原則とする。なお、（１２）～（１７）については仕様を満たしていれば快適に使用できると思われる項目であり必須ではない。

仕様等	内 容
快適トイレに求める機能	(1) 洋式便器
	(2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
	(3) 臭い逆流防止機能
	(4) 容易に開かない施錠機能
	(5) 照明設備
	(6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重 5 kg 以上とする）
付属品として備えるもの	(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
	(8) 入口の目隠し設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
	(9) サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
	(10) 鏡と手洗器
	(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品
推奨する仕様、付属品	(12) 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
	(13) 擬音装置（機能を含む）
	(14) 着替え台
	(15) 臭気対策機能の多重化
	(16) 室内温度の調整が可能な設備
	(17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2.2-1.3-3 打合簿の提出

受注者は快適トイレを導入する場合は、契約締結後、その仕様等について内容、設置場所及び導入予定時期が確認できる資料を打合簿にて監督員に提出するものとする。

監督員は提出された資料を基に規格・基数・設置期間等の詳細について受注者と協議のうえ、快適トイレの設置の指示を行うものとする。

2.2-1.3-4 費用の取扱い

快適トイレの設置に要する費用は、支出実態に基づき新単価として定めるものとする。ただし、この新単価は支出実態から従来相当品額を控除したうえで51,000円／基・月を上限とする。また、対象数量の上限は男女別で各1基ずつ2基／工事までとするが、上限数量より多く設置する場合の費用については、その必要性について監督員と協議し決定するものとする。なお、快適トイレの運搬費は共通仮設費に含むものとし、別途支払いは行わない。

2.2-1.4 熱中症予防に係る対策費用

2.2-1.4-1 定義

熱中症予防に係る対策費用とは、建設現場の作業環境改善を図るべく、対象期間において実施した現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

22-14-2 対象品目

熱中症対策の対象品目は、表－１に示す機械・施設類で、リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。

なお、表－１に記載されたもの以外については、受注者及び監督員間で協議するものとする。

表－１ 対象品目一覧表

項目	品目名称	備考
機械・施設類 (原則、リース品)	遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置	各品目における光熱水費や燃料費は除く

22-14-3 対象期間

熱中症対策の対象期間は、原則、毎年５月１日～９月３０日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後１ヶ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

22-14-4 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした熱中症対策については、費用計上の対象外とするため、報告書内に明記することとする。

- ① 熱中症対策毎の実施数量及び実施期間
- ② 実施状況が確認できる資料
- ③ 支払実績が確認できる資料

22-15 猛暑対策に係る工期・施工時間帯の変更について

本工事は、猛暑対策を目的に、受注者が実際に作業中止した日数について、工事請負契約書第２２条（受注者の請求による工期の延長）に基づき工期の変更を行うことができるものとする。

猛暑（熱中症）対策を目的とした作業中止に関する事項を含めた施工計画書を監督員に提出のうえで、工期の変更が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、中止した作業が当該工事の工期に影響を及ぼす作業である場合のみ協議できるものとし、請負代金額は変更しないものとする。

また、猛暑時間における現場施工の回避を目的として、早朝・夜間施工に関わる交通管理者や地元への施工時間帯に関する協議が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、猛暑時間における現場施工を回避した場合においても、請負代金額は変更しないものとする。